## 審 査 基 準

年 月 日作成

法	•	令	名:道路交通法
根	拠	条	項:第108条の4第1項
処	分	の概	要:指定講習機関の指定
原	権者	(委任	· 七):都道府県公安委員会(方面公安委員会)
法	令	<b>の</b> 定	め: 道路交通法第108条の4第1項、第2項及び第3項(指定講習機関) 指定講習機関に関する規則第1条(指定講習機関の指定)、第2条(指定の申請)、第5条(運転適性指導員)、第6条(取消処分者講習を行う指定講習機関の基準)、第7条(運転習熟指導員)、第8条(初心運転者講習を行う指定講習機関の基準)
審	查	基	準:指定講習機関の指定の基準は、別紙のとおり。
標	準 処	上理 期	間:各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申	i	請	先:
問	い合	わせ	先:
備			考: